

## 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会設置要綱

### (目的)

第1条 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、交通空白域の解消及び交通安全の推進により公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6項第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 佐渡市交通政策課長
- (2) 佐渡市社会福祉課長
- (3) 佐渡市高齢福祉課長
- (4) 新潟交通佐渡株式会社の代表者
- (5) 佐渡地区ハイヤー協会の代表者
- (6) 新潟交通佐渡労働組合の代表者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局の代表者
- (8) 佐渡市社会福祉協議会の代表者
- (9) 民生委員児童委員
- (10) 佐渡市老人クラブ連合会の代表者
- (11) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、佐渡市交通政策課長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、協議会の運営上必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報取り扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、交通政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。